

〇〇〇 自治会 会則

マンション自治会 会則の例

〇〇〇はマンション名 Ver.20091013

第1章 総則

第1条（名称及び事務局）

本会は「〇〇〇自治会」と称し、事務局を〇〇〇内に置く

第2条（会員）

本会は、〇〇〇の居住者をもって構成し、会員は1戸1単位とする。

第3条（目的）

本会は、会員相互の親睦をはかり、**居住者が協力**して、生活環境、福祉、文化の向上と地域発展に寄与することを目的とする。

第4条（運営）

本会は〇〇〇の**管理組合**とも連携し、会員の自主性をもって円滑な自治活動を行い、また特定の政党、結社、宗教団体とは厳正中立とする。

第5条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関する事業
2. 福祉、厚生、文化の向上に関する事業
3. 環境、保健、衛生に関する事業
4. 防火、防犯に関する事業
5. 渉外に関する事業
6. 自治会の広報、調査に関する事業
7. 地域振興町会との連携に関する事

業

8. その他、本会の目的達成及び発展に必要な活動に関する事業

第2章 役員

第6条（役員構成）

本会は次の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 会計監査 1名
6. 幹事 2名

第7条

役員の選出は、原則として輪番制とする。ただし、立候補がある場合は、その選出は妨げない。

2. 会長、副会長、書記、会計監査は、新年度自治会役員の互選とする。
3. 役員に欠員が生じた場合、輪番制に従って補充する。
4. 会長は、**管理組合理事長を兼務できないものとする。**

第8条（役員の任務）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長を補佐し、会長が不在の場合は、これを代行する。

3. 書記は本会の記録を担当し、幹事会、総会等の議事録を作成し、保管する。
4. 会計は本会の会計を担当し、金銭、帳簿等を管理する。
5. 会計監査は本会の会計を監査し、定時総会で監査結果を報告する。
6. 幹事は本会の活動を立案、審議し、事業の円滑な推進を図る。

第9条（役員の任期）

役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

2. 役員の改選は毎年4月とし、欠員のため補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（顧問、相談役、専門部会）

会長は本会の運営等に必要な事項を諮問するため、会員のうちから役員会の議を経て顧問、相談役を委嘱できる。

2. 顧問及び相談役の任期は、役員と同様とする。
3. 会長は事業の推進に必要と認めた場合、役員会の議を経て、専門部会を設けることができる。

第11条（機関）

1. 総会

総会は本会の最高決議機関であり、会長は原則として年1回、年度終了後3ヶ月以内に、定時総会を招集しなければならない。

- 2) 定時総会では会務、会計報告、決算、次期予算案、規約の改正、次期役員の選出、その他の重要な事項を審議する。

- 3) 総会は構成人員の過半数以上の出席で成立し、決議はその過半数以上の同意を必要とする。

- 4) 総会における欠席者は、会長に委任状を提出する。

- 5) 臨時総会は役員または会員総数の3分の1以上の要求があった場合、会長がこれを召集しなければならない。

2. 役員会

役員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査、幹事で構成する。原則として毎月1回開催する。総会での決議事項を審議決定の上、執行する。

- 2) 役員会は役員の2分の1以上の請求があった時、または会長が必要と判断した時は、臨時にこれを開催しなければならない。

3. 専門部会

第5条の活動を円滑に行うために、専門部会を置くことができる。

- 2) 専門部会は部長を置き、必要に応じ適時開催できるものとする。
- 3) 専門部会の活動は、役員会の承認を得るものとする。

第3章 財政

第12条（会費）

本会は会費、助成金、寄付金、その他の収入を持って運営費に当てる。

2. 会費は1世帯につき月額300円とし、毎月管理費と共に指定銀

行口座より自動引き落としとする。

3. 中途入会者は、入会当月より徴収する。
4. 会員が退会する時は、帰納の会費は返還しない。
5. 役員会は必要がある時には、総会にはかって、総会出席者の2分の1以上の同意を得て、会費を値上げすることができる。また役員会は必要と認めた場合、用途を明確にしたうえで臨時会費を徴収することができる。(1ヶ月の3分の2以内の金額)

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第14条 (会計報告)

会計収支決算報告は、毎年度報告書を作成し、総会に報告する。

第4章 雑則

第15条 (会則の改正)

本会の規約改正は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(付則)

この会則は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

(ご参考)

1. 自治会費が管理費等と一緒に区分所有者または賃借人の預金口座から引落とす形で、管理組合の預金口座に振り込まれた場合には、
2. 自治会費分を管理組合の預金口座から出金して、自治会の預金口座に振り込まねばなりません。
3. 預金口座の印鑑を理事長が、通帳を管理会社が保管している「管理の適正化」に即したシステムでは、
4. 管理会社の事務管理部門からの「〇〇月度 自治会費」払い出し請求書により、理事長が預金払戻請求書に預金口座印(理事長印)を押し、管理会社に戻すことで手続きが完了します。(他の請求書による支払いと同じ手続きです。)